

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私たちは常に進化する強い意思を持ち、心一つにして一流に向かい羽ばたき続けます。」を企業スローガンとして掲げ、健全な経営体制のもとお客様から選ばれ続けることが社会的使命であると認識しております。そのためには、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけではなく、より高い企業倫理感に基づいた内部統制システムを構築することが、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現することと考えております。このことによりさらなる経営の透明性、公正性が図れ、株主を始めとした様々なステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことに繋がると考えます。

このような考えのもと、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することによって、取締役会による業務執行に対する監視を行うと同時に、取締役の業務執行を監視するため監査役を設置しております。

また、反社会的勢力排除に向けては、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関（顧問弁護士、警察等）と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断すること」を基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに定められた5つの基本原則

- 基本原則1. 株主の権利・平等性の確保
- 基本原則2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 基本原則3. 適切な情報開示と透明性の確保
- 基本原則4. 取締役会等の責務
- 基本原則5. 株主との対話

を真摯に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
城北興業株式会社	1,770,000	15.00
東京瓦斯株式会社	1,062,000	9.00
朝日生命保険相互会社	629,000	5.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	570,000	4.83
森田 ユリ	500,400	4.24
株式会社三井住友銀行	400,000	3.39
株式会社アルファロード	394,000	3.34
株式会社みずほ銀行	350,000	2.97
北村 眞隆	346,000	2.93
協和日成社員持株会	302,957	2.57

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
初瀬 良治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
初瀬 良治	○	——	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、取締役としての役割を果たすことが期待できるため、社外取締役として適任であるとの判断によるものであります。 また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は、他の部門とは独立した社長直轄組織である内部監査室に5名を配置し、各部所の業務が法令および所定の諸規則、基準に準拠して正しく行われているかについて検証し、問題点の把握・指導・改善勧告を実施すると同時に代表取締役及び監査役へ報告しております。また、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するための検証・評価を行うために、内部監査計画に沿った内部監査を実施しております。

監査役監査につきましては、常勤監査役2名と社外監査役2名で監査役会を構成し、取締役の職務執行を厳正に監視していると同時に、取締役会において適宜、意見を表明するとともに、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し必要な意見を述べており、情報の共有化と業務執行・監督機能の強化を図っております。また、会社業務全般にわたり、適法・適正に行なわれているかどうかを検証し、指導しております。

監査役は会計監査人から定期的に監査報告を受け、また意見交換を行なっております。また、常勤監査役は定期的に会計監査人が行なう往査への同行や内部監査室と連携し、各部門における契約状況及び完成基準の遵守確認、資金および未収金の回収状況等について、検証・指導を行なっており、結果については、必要に応じ監査役会に報告し、情報の共有化と業務執行・監督機能の強化を図っております。

内部監査室は会計監査人が行なう往査へ同行するとともに、会計監査人と定期的に協議・進捗報告を実施しており、結果については、取締役会および監査役に報告しております。

会計監査につきましては、監査法人と監査契約を結び、定期的な監査のほか、会計上および内部統制上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。当社の会計監査業務を執行しております公認会計士は、指定社員 古谷義雄、同じく関端京夫であります。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査人は、法令および基準に基づいた会計監査を実施するほか、内部統制システムが有効に機能しているかについての内部統制監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今来 康文	他の会社の出身者													
石曽根 泉	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今来 康文	○	――	金融機関における永年の経験と財務等に関する豊富は見識を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として適任であるとの判断によるものです。 また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。
石曽根 泉	○	――	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地や豊富な経験を当社の事業全般の監査に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナ

		ンスの一層の強化を図るため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるとの判断によるものであります。 また、証券取引所の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有しているため、同氏を当社の独立役員として指定いたしました。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項 	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では取締役報酬を業績に連動させておりませんが、今後については当社の経営環境に適したインセンティブの付与について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額は、取締役に対する報酬として、191,963千円、監査役に対する報酬として、32,736千円 計 224,699千円となっております。

取締役の報酬につきましては、株主総会で報酬額の総額を決定し、個々の配分については取締役会によって定めた規程により決定しております。

当社ホームページ内の「株主・投資家情報」ページの「IRライブラリー」に「招集ご通知」および「有価証券報告書」を掲載しておりますので、そちらからも閲覧可能です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会の開催に際して、その議事内容について事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「経営の重要事項の決定機能および監督機能」と「業務執行機能」とを分離するために執行役員制度を導入しており、権限委譲と責任体制を明確にすることで、経営の意思決定や経営の効率向上に努め、事業遂行を行っております。

また、職務執行を効率的かつ適切に行うための体制として本部制を採用しており、財務企画本部、管理本部、営業本部、ガス設備事業本部、ガス導管事業本部、建築土木事業本部を設置し、各本部を担当する執行役員本部長および各本部内の各部門の長を取締役会において任命しております。

日常の業務執行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。また、経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向けた施策を設け、その実施にあたりともに、経営目標が当初の予定通り進捗しているか、定期的に業績報告を行い検証しております。

経営目標・経営戦略など重要な業務執行戦略等につきましては、毎月一回、定例的に開催する取締役会において決定しておりますが、定例取

締役会への付議にあたっては、取締役・執行役員・常勤監査役による経営会議を事前に開催し、取締役会付議事項について十分討議することで意思統一と迅速な施策の実行を図っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役2名と社外監査役2名で監査役会を構成し、取締役の職務執行を厳正に監視していると同時に、取締役会において適宜、意見を表明しております。さらに、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し必要な意見を述べており、情報の共有化と業務執行・監督機能の強化を図るとともに、会社業務が全般にわたり、適法・適正に行われているかどうかを検証し、指導しております。

内部監査体制につきましては、他の部門とは独立した社長直轄組織である内部監査室に5名を配置し、各部所の業務が法令および所定の諸規則、基準に準拠して正しく行われているかについて検証し、問題点の把握・指導・改善勧告を実施すると同時に代表取締役及び監査役へ報告しております。また、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するための検証・評価を行うために、内部監査計画に沿った内部監査を実施しております。

会計監査につきましては、監査法人と監査契約を結び、定期的な監査のほか、会計上および内部統制上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。当社の会計監査業務を執行しております公認会計士は、指定社員 古谷義雄、同じく関端京夫であります。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査人は、法令および基準に基づいた会計監査を実施するほか、内部統制システムが有効に機能しているかについての内部統制監査を実施しております。

取締役候補者の選定につきましては、代表取締役が株主総会に推薦する候補者を取締役会に提案し、取締役会において決定しております。

取締役の報酬につきましては、株主総会で報酬額の総額を決定し、個々の配分については取締役会によって定めた規程により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を1名選任しております。また、監査役会を構成する監査役4名のうち2名は社外監査役であり、取締役会において取締役の業務執行に関し、適宜、意見の表明を行っており、経営監視機能を有しているものと認識しております。また、この体制は当社の企業規模、事業内容に照らし最適な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、四半期ごとに作成している「決算のご報告」、株主総会関係資料、その他決算短信等の開示資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内に兼任の担当者を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	現状、女性の役員への登用はございません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は個々の業務遂行において、規程等社内ルールはもとより、単なる法令遵守としてのコンプライアンスだけではなく、より高い企業倫理感を社員一人一人に真に理解させ、浸透させていくことを内部統制の最終目標としております。その実現を図るため取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1.1 代表取締役および各本部長が決裁する書類については、当社文書管理規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 2.1 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、損失の危険についての全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
 - 2.2 当社は自然災害などの重大災害に備え、「事業継続計画(BCP)」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
 - 2.3 ISO9001:2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質保証会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
 - 2.4 「情報管理規程」、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 3.1 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
 - 3.2 財務企画本部、管理本部、営業本部、ガス設備事業本部、ガス導管事業本部、建築土木事業本部を設置し、取締役会において各本部を担当する執行役員本部長を任命する。
 - 3.3 財務企画本部内に経営企画室を設置し、予算編成並びに各本部にまたがる事項について総合調整を行う。
 - 3.4 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
 - 3.5 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか、定期的に業績報告を行い検証する。
 - 3.6 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。
4. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 4.1 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、その基本原則を真摯に実行する。
 - 4.2 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として取締役1名を届け出るとともに、社外監査役2名を届け出する。
 - 4.3 内部監査室が主管となり、各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度強化実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。
5. 次に掲げる当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 5.1 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 5.1.1 当社は「関係会社管理規程」を定め、経営企画室が子会社管理の担当部門として「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - 5.1.2 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。
 - 5.2 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - 5.2.1 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - 5.2.2 当社は自然災害などの重大災害に備え、「事業継続計画(BCP)」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
 - 5.3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 5.3.1 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
 - 5.3.2 当社は子会社に対して間接業務(経理、総務関連業務等)の支援を行う
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 6.1 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。
7. 6における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 7.1 監査役を補助すべき使用人には、当社の業務執行に係る役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。
8. 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制
 - 8.1 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - 8.1.1 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
 - 8.2 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - 8.2.1 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
 - 8.2.2 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
9. 8において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 9.1 当社は、当社グループの監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告を行なったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
10. 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 10.1 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 10.2 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - 10.3 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、総務部予算に一定額の予算を設ける。
11. 監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 11.1 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- 11.2 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

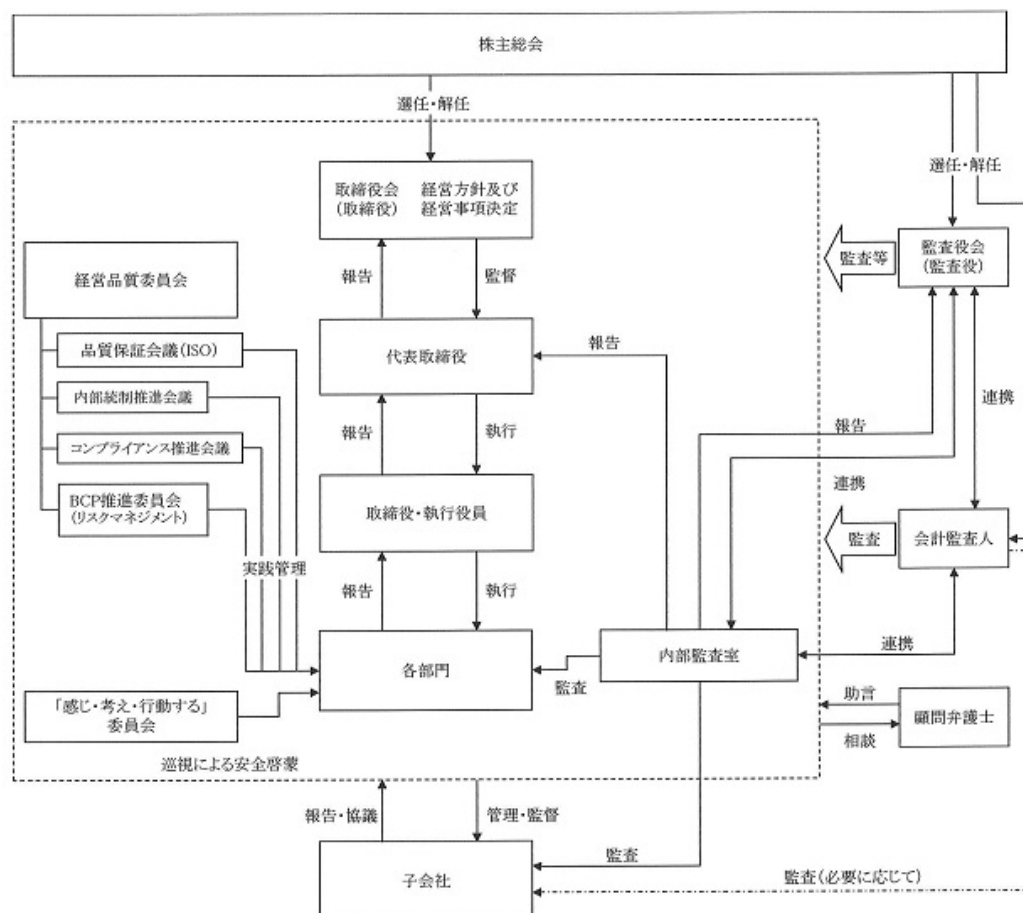
1. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関（顧問弁護士、警察等）と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2. 体制の整備

当社は、「コンプライアンス規程」および「協和日成グループ行動基準」を定め、反社会的勢力・団体との関係の遮断を明文化することで、全社員に対し会社の意思を表明するとともに、役員、部所長、コンプライアンス・リスクマネジメントリーダーを対象としたコンプライアンス研修会を実施するなど、全社レベルでの浸透を図っております。

今後につきましては、引き続き、内部監査室において、反社会的勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制構築に向けての検討を行い、全社展開を推進してまいります。



【適時開示に係る社内体制図】

